

奈良工業高等専門学校産学協働研究センター運営委員会規程

平成30年3月27日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、産学協働研究センター規程（以下「センター規程」という。）第10条に基づき、産学協働研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、産学協働研究センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、センター規程第4条の組織をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、センター規程第4条第三号の副センター長がその職務を代理する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課で行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

